

地 方 機 関 一 覧

平成30年4月1日現在

【行政機関】

| 機 関 名 | 概 要 | 所 在 |
|------------------------------|--|--|
| 保健所 (地域保健法 § 5) | ○地域住民の健康の保持及び増進など地域における公衆衛生活動の中心となる機関 ○保健所の組織 ・総務保健部：総務課(総務担当)、健康増進課、医事・難病支援課、心の健康支援課(松江、出雲) (隠岐:総務医事課、地域健康推進課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ) ・環境衛生部：衛生指導課、環境保全課、検査課(浜田)、動物愛護推進課(松江)、動物管理課(出雲)、 (隠岐:環境衛生課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ) | 松江：松江市 雲南：雲南市 出雲：出雲市 県央：大田市 浜田：浜田市 益田：益田市 隠岐： 隠岐の島町 (西ノ島町) |
| 福祉事務所 (社会福祉法 § 14) | ○福祉事務所については、町村の福祉事務所設置の進展(全町村設置)のため、平成21年3月末の西部福祉事務所廃止をもって県設置の福祉事務所は全て廃止された。 | |
| 保健環境科学研究所 | ○本県の保健・環境行政の科学的・技術的中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う試験研究機関 (平成21年3月をもって公の施設機能(県民等からの依頼検査)を廃止。) (平成24年4月の組織改正により原子力環境センターは防災部原子力安全対策課へ移管) ○研究所の組織 ・総務企画部：総務企画課、健康福祉情報課、企画調整・GLPスタッフ ・保健科学部：細菌科、ウイルス科 ・環境科学部：湖沼環境スタッフ、大気環境科、水環境科 | 松江市 |
| 児童相談所 (児童福祉法 § 12) | ○地域における児童福祉の専門的相談窓口であり、児童の権利を保障することを主たる目的とする行政機関 ○児童虐待をはじめとする養護相談の増加に対応するため、平成17年度から市町村にも児童家庭相談窓口が設置され、児童相談所においては専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援を行うこととされている。 ○専門職員として児童福祉司、ケースワーカー、児童心理司、児童指導専門員、嘱託医師等を配置。 ○平成17年度から、女性相談員を配置し女性相談業務を実施(隠岐相談室、出雲・浜田・益田児童相談所) | 中央：松江市 (隠岐の島町) 出雲：出雲市 浜田：浜田市 益田：益田市 ※ () は分室 |
| 食肉衛生検査所 | ○昭和56年にと畜検査体制を強化するために病理、細菌、理化学検査室を整備して設置した検査機関 ○と畜場において、食用の目的でと殺された獣畜等について、と畜場法に基づく厳正な検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌など食中毒菌による食肉の汚染防止や食肉中の抗生物質の残留防止など安全な食肉の供給に努めている。 ○平成29年4月1日からと畜場に搬入された24ヶ月齢以上の神経症状等を呈する牛を対象にBSEスクリーニング検査を実施するとともに特定部位(頭部(舌、頬肉を除く。))、せき髄及び回腸遠位部)の適正処理について指導している。 | 大田市 |

【公の施設】

| 機 関 名 | 概 要 | 所 在 |
|--|--|---|
| 総合福祉センター (東部・西部) | <ul style="list-style-type: none"> ○[視聴覚障害者情報センター] 視覚障がい者への情報提供や点字図書館の点字図書や録音図書等の貸出、聴覚障がい者への字幕(手話)入りのビデオカセットや情報機器の貸出、視聴覚障がいの相談業務を行う機関として東部、西部に設置(視覚障がいは西部のみ)。島根県社会福祉事業団へ運営委託 ○[福祉人材センター] 社会福祉事業に従事する又は従事しようとする者に、就業の援助、研修の企画と実施、福祉に関する啓発広報を行う機関として東部にセンター、西部に分室を設置。島根県社会福祉協議会へ運営委託 ○[母子福祉センター] 母子家庭及び寡婦からの各種相談に応じ、生活指導及び生業の指導を行うとともに、その福祉のための便宜を総合的に供与することを目的として東部に設置。財団法人島根県母子会連合会へ運営委託 ○指定管理者へ施設の管理を委託 | 東部：松江市 (いさぎプラザ島根内) 西部：浜田市 (いわみーる内) |
| 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成20年10月に開設された「島根あさひ社会復帰促進センター(犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2,000人を収容する刑務所)」内に設置されている受刑者向けの診療所 ○県が国から診療所の管理運営を受託 | 浜田市 |
| 松江高等看護学院 <業務委託> | <ul style="list-style-type: none"> ○准看護師が看護師を目指すための養成所(2年課程)。 修業年限3年の定時制 ○一般社団法人松江市医師会へ管理運営業務を委託 | 松江市 |
| 石見高等看護学院 <業務委託> | <ul style="list-style-type: none"> ○高校卒業者等が看護師を目指すための養成所(3年課程)。 修業年限3年の全日制 ○公益社団法人益田市医師会へ管理運営業務を委託 | 益田市 |
| わかたけ学園 〔児童自立支援施設〕 (児童福祉法 § 44) | <ul style="list-style-type: none"> ○不良行為を行うおそれのある児童や生活指導を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する施設 ○平成2年度から施設内に小・中学校分校を併置して学校教育を実施 | 松江市 |
| 心と体の相談センター (身体障害者福祉法 § 11) (知的障害者福祉法 § 12) (精神保健福祉法※1 § 6) (障害者総合支援法※2 § 78) | <ul style="list-style-type: none"> ○18歳以上の身体障がい者・知的障がい者を対象とし、専門的立場からの相談、判定、指導のほか市町村の依頼による医学的、心理学的、職能的判定を行う。 ○保健所等関係機関への技術的援助・協力を行うほか、精神障がい者に関する相談のうち、複雑または困難なものを対象とした業務を行う。 ○専門職として、医師、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー等を配置 | 松江市 |
| 女性相談センター (売春防止法 § 34) | <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活上の様々な悩みを抱える女性やDV被害者等からの相談に応じ、情報提供、助言指導、一時保護、自立支援等の業務を行う機関 ○「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律」に基づく、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も有する。 ○性暴力被害者支援センター「たんぼぼ」として、性暴力被害に特化した相談専用電話を設置し、医療、心理、法律相談等の総合的な支援を行う。 | 松江市、 (大田市) ※()は分室 |

※1 精神保健福祉法：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

※2 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律